○文部科学省告示第三十七号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月九日

文部科学大臣　松野　博一

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
キリストの頭部	平成二十九年三月九日	平成二十九年四月四日から同年十一月五日	株式会社朝日新聞社 企画事業本部文化事業部長　堀越　礼子 東京都中央区築地五―三―二 東京都美術館 館長　真室　佳武 東京都台東区上野公園八―三十六 株式会社ＴＢＳテレビ 事業局長　吉田　尚子 東京都港区赤坂五―三―六 国立国際美術館 館長　山梨　俊夫 大阪府大阪市北区中之島四―二―五十五	東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三十六 平成二十九年四月十八日から同年七月二日まで 国立国際美術館 大阪府大阪市北区中之島四―二―五十五 平成二十九年七月十八日から同年十月十五日まで
ユダヤ人の供犠	同右	同右	同右	同右
ピラトの前のキリスト	同右	同右	同右	同右
リンゴを持つ聖母子	同右	同右	同右	同右
風景の中の聖母子	同右	同右	同右	同右
受胎告知	同右	同右	同右	同右
磔刑のキリストと聖母、聖ヨハネ	同右	同右	同右	同右
庭園に座る聖母子	同右	同右	同右	同右
ヒエロニムス・ボスの肖像	同右	同右	同右	同右
放浪者	同右	同右	同右	同右
聖クリストフォロス（ａ）	同右	同右	同右	同右
聖クリストフォロス（ｂ）	同右	同右	同右	同右
聖クリストフォロス（ｃ）	同右	同右	同右	同右
老女の頭部	同右	同右	同右	同右
斬首のために連れ去られる聖カタリナ	同右	同右	同右	同右